

□緊急消防援助隊の発足と課題

自治省消防庁 救急救助課課長 小 濱 本 一

1 緊急消防援助隊の発足の背景

先の阪神・淡路大震災は、戦後最大の被害をもたらし、われわれに多くの教訓をもたらした。すなわち、①災害は、いつでも、どこにでも発生する可能性があるものであり、常にこれに備えておく必要があること。そのため、②建物・道路の耐害性の強化、緑地の確保、避難地・避難路の確保等都市構造そのものを災害に強いものにしていく必要があること。③いざ災害が発生した場合に、それぞれの地域において、行政と地域住民が一体となった対応ができるようにハード面、ソフト面を含めて体制を整備しておく必要があること。④被災地の消防防災体制では対処しきれないような場合に備えて、広域応援体制を備えておく必要があること等多くの課題が再認識されたところである。

この度発足した緊急消防援助隊は、この④に関連するものである。消防の応援については、市町村間の消防の相互応援制度があり、一般的には、平素から相互応援協定を結んで対処しているのが実態である。平成7年4月1日現在で、近隣市町村間を中心とした相互応援協定が2,913、都道府県内の全市町村による相互応援協定が41存在している。都道府県の区域を越えた、相互応援協定に

ついては、2,913の中に含まれているところであるが、その数は、大都市間の相互応援協定等限られたものとなっているのが実情である。

この相互応援協定とは別に、都道府県の区域を越えて消防の応援が必要な場合には、被災地の都道府県知事の応援の要請を受け、消防庁長官が地の都道府県に対し必要な応援を求める制度がある。現に、先の阪神・淡路大震災では、全国各地から41の都道府県、451の消防本部から延べ約3万2,400人の消防隊員が応援出動したが、こうした制度に基づいて出動したものである。

しかし、阪神・淡路大震災の際における広域応援活動を通して、こうした応援体制を平素から組織化しておくことの必要性が痛感させられるとともに、こうした場合の指揮体制のあり方、応援出動した際の食・住の問題等をいかにすべきかなど、諸課題が提示されたところである。

こうした状況の中で、消防庁では、国内で発生した地震等の大規模災害時における人命救助活動等をより効果的かつ充実したものとするため、全国の消防機関相互による迅速な援助体制としての緊急消防援助隊を整備することとし、必要な資機材等の整備費約22億5千万円を平成7年度第1次補正

予算で措置したところである。

緊急消防援助隊の仕組・編成等その具体的内容については、都道府県、全国消防長会等関係機関と協議しつつ進めてきたところであるが、去る6月30日には、緊急消防援助隊に協力する市町村の消防機関の代表によって緊急消防援助隊発足式が挙行され、9月5日には隊の編成も決定したところである。

2 緊急消防援助隊の基本的な仕組

(1) 組織

緊急消防援助隊は、指揮支援部隊、救助部隊、救急部隊、消火部隊及び後方支援部隊から構成され、国内における大規模災害の発生に際し、消防組織法第24条の3に基づく消防庁長官の要請によって出動し、被災地において、救助活動、救急活動、消火活動を行うものである。この場合の「大規模災害」については、災害が発生した市町村の属する都道府県内の消防力をもってしてはこれに対処できないものとしているところである。また、それぞれの部隊の概要は次のとおりである。

① 指揮支援部隊

指揮支援部隊は、大規模災害の発生に際し、ヘリコプター等で速やかに被災地に赴き、災害の規模、現地消防本部の活動状況等についての情報を収集し、応援出動の必要性等を消防庁及び関係のある都道府県知事等に連絡するとともに、被災地における緊急消防援助隊に係る指揮が円滑に行われるように支援活動を行うものである。全国を8

のブロックに分けた災害発生地域別に編成することとしており、その区分ごとに指揮支援部隊長及び部隊員と派遣する消防本部を予め定めておき、災害の発生時には、当該消防本部から4人以上の隊員を出動させることとしている。例えば、北海道で災害が発生した場合は、札幌市消防局、仙台市消防局、東京消防庁、横浜市消防局、千葉市消防局からそれぞれ4人以上の指揮支援部隊員を出動させることとし、札幌市消防局の1名が指揮支援部隊長となるということにしているものである。

② 救助部隊

救助部隊は、その名のとおり救助を行う部隊であるが、その編成については、各都道府県ごとに、原則として特別救助隊の中から2隊(東京都及び政令市を含む道府県においては4隊)以上を選定し、消防本部ごとの隊数を消防庁に登録するものとしている。また、この救助部隊には、救助工作車皿型(救助工作車II型に四輪駆動、前後引きウィンチ、屋上油圧上昇式発電照明設備を加え、一般救助用資機材の他に高度救助用資機材を積載できるスペースを備えたもの)及び高度救助用資機材(ファイバースコープ、サーチカム、地中音響探知器、熱画像直視装置、夜間用暗視装置、電磁波による要救助者探査装置等)を備えることとしている。

③ 救急部隊

救急部隊は、その名のとおり救急活動を行う部隊であり、編成については、各都道府県ごとに、原則として救急隊(救急救命士又は救急標準課程若しくは救急II課程修了者3人以上で構成するものを考えている。)2隊(東京都及び政令市を含む道府県におい

ては4隊)以上を選定し、消防本部ごとの隊数を消防庁に登録するものとしている。また、この救急部隊には、災害対応型特殊救急自動車(四輪駆動の高規格救急自動車)及び高度救命用資機材(心電計、気道確保用資機材、半自動式除細動器、輸液用資機材、心電図電送装置等)を備えることとする考えである。

④消火部隊

消火部隊は、ポンプ車、化学車等により消火活動を行う部隊であるが、都道府県ごとに都道府県域を越えて応接出動することが可能な部隊を確保し、その隊数を消防庁に報告するものとしている。なお、消火部隊について、救助部隊等と異なり、消防庁への登録制としなかったのは、消火部隊については、救助部隊のように地域的格差はないという実情を考慮したものである。

⑤後方支援部隊

後方支援部隊は、各都道府県の救助部隊、救急部隊が被災地において現地消防本部に負担をかけることなく、自給自足できるように水、寝具、トイレ等の補給を行う部隊であり、補給物資等を備えた後方支援車と隊員2人以上で構成されるものである。また、後方支援部隊の支援能力については、要救助者の生存能力を考慮するなどして、概ね被災地到着後72時間は自給自足できる程度のもを予定しているものである。

緊急消防援助隊の各部隊の概要は前述のとおりであるが、全国ベースの規模は次のとおりである。

ア 消防庁登録部隊(各都道府県ごとに隊を編成し、全国から集中的に出動)

208 消防本部 376 隊(交替要員を含め

約4千人規模)

(内訳)

指揮支援部隊	13 隊
救助部隊	150 隊
救急部隊	158 隊
後方支援部隊	55 隊

イ 県外応援可能部隊(近隣都道府県において必要部隊数を確保)

703 消防本部 891 部隊(交替要員を含め約1万3千人規模)

(内訳)

消火部隊	774 隊
特殊部隊(はしご隊、照明隊等)	117 隊

ウ 総計

703 消防本部 1,267 隊(交替要員を含め約1万7千人規模)

(2)出動等

緊急消防援助隊の出動については、消防庁長官が、被災地の属する都道府県の知事その他の関係地方公共団体の長等との緊密な連携を図り、緊急消防援助隊の出動の必要の有無を判断し、消防組織法第24条の3の規定に基づき出動を求めることとなる。現実的には、大規模災害が発生する場合には、被災地の消防機関が中心になって対応がとられる一方、緊急消防援助隊としては、当該被災地を担当地域とする指揮支援部隊がヘリコプター等で先行調査のため被災地に赴き、災害の状況、現地消防本部の活動状況等を刻々と消防庁に連絡することとなる。そして、被災地の都道府県知事から応援要請があり次第、消防庁長官が、こうした情報を基に迅速な判断をし、必要な緊急消防援助隊の出動を他の都道府県に求めるとい

う流れになる。

なお緊急消防援助隊の出動は、消防組織法第 24 条の 3 に基づき行われるものであり、原則的には、被災地の都道府県知事からの要請があった場合に、他の都道府県を経由して応援要請がなされることとなるが、先般、被災地からの応援要請を待ついとまがない場合や人命の救助等のために特に緊急を要する場合には、応援の要請を待たずに応援出動を求めることができるようにするなど、迅速な消防の広域応援が行われるよう消防組織法第 24 条の 3 が改正されたところである（平成 7 年 10 月 27 日施行）。

また、緊急消防援助隊が被災地に出動した場合においても、当該援助隊は、当該被災地に係る市町村の長又はその委任を受けた消防長の指揮の下に活動することは、一般の応援部隊と同様である（消防組織法第 24 条の 4）。

3 緊急消防援助隊の特色

緊急消防援助隊は、冒頭に述べたように阪神・淡路大震災の教訓を受けて整備したものであるが、①情報の収集・連絡体制の重要性及び迅速かつ的確な活動に不可欠な指揮命令系統の重要性から指揮支援部隊を設けたこと。②後方支援部隊を設けたこと。③本稿では触れることができなかったが医師等医療機関との連携を充実させることとしていることなどが、その教訓を生かしたものとといえるであろう。

4 合同訓練の実施と今後の課題

緊急消防隊の発足を機に、去る平成 7 年 11 月 28 日及び 29 日、東京の豊洲において、天皇陛下の御臨席を賜わり、全都道府県の緊急消防援助隊の参加の下に合同訓練が実施された。28 日は、阪神・淡路大震災の教訓も踏まえた野営訓練が行われ、29 日には式典と実戦さながらの訓練が行われたところである。訓練においては、全国各地から集結した部隊が一条乱れぬチームワークの下に行動し、いざという時には、全国の消防隊が心をひとつにして国民の安全を守るために活動するということを国民全体に示すことができたものであり、その意味においても大変意義あるものだったと考えている。

今後は、緊急消防援助隊の出動計画の策定や医師等との連携の具体化など運用面での諸課題を早急に詰めるとともに、救助用資機材の整備推進に努めていく考えである。また、災害時に的確かつ迅速な対応をするには、日頃の訓練が極めて重要であり、都道府県単位やブロック単位での訓練の実施についても取り組んでいく必要があると考えている。